

東かがわ市公告第57号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項に規定する特定空家等の状態にあると認められる空家等について、同法第 22 条第 3 項の規定による措置を命ぜられる者を確知することができないため、同条第 10 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 11 月 10 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

1 当該特定空家等の所在等

所在 東かがわ市南野 708 番 1

構造 ブロック塀 L=39.8m

2 措置を命ぜられるべきものが行うべき措置の内容

ブロック塀等の撤去(基礎を除く。)

3 2の措置が必要となる理由

ブロック塀等に大きな亀裂が入り、道路に傾いている状態が認められ、道路の通行人に対する危険の切迫性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態に該当するため。

4 措置の期限

令和 7 年 12 月 12 日

5 市長等による措置

4の期限までに2の措置が行われない場合は、市長又はその命じたもの若しくは委任した者が、当該措置を行う。

6 問い合わせ先

東かがわ市事業部都市整備課

電話：0879-26-1304

FAX：0879-26-1344